

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

1 趣旨

労災保険制度においては、事業の種類ごとに保険料率が定められているが、事業の種類が同一であっても、業務災害について支給された労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）の特別支給金（以下「労災保険給付等」という。）の額から算定されるメリット収支率の値に応じ、個別事業の保険料率を増減（-40%から+40%まで）し、事業主の災害防止努力の促進や保険料負担の公平性の確保を図っている（メリット制）。

平成23年3月11日に生じた東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴い業務災害が生じ、これについて多くの労災保険給付等が支給されることが見込まれるが、①地震に伴う業務災害に関する労災保険給付等はメリット制の効果の一つである事業主の災害防止努力の促進とは直接関係せず、その額をメリット収支率の算定に反映させたとしても事業主の災害防止努力は促進されないと考えられること、また、②反映させることとすれば、被災地域の事業主の保険料負担が増加することが懸念されることから、地震に伴う業務災害に関する労災保険給付等の額は、メリット収支率の算定に反映させないものとする。

2 内容

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第12条第3項の規定に基づき、以下の特例を設ける。

- (1) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）第18条の特例を設け、徴収法第12条第3項及び第20条第1項のメリット収支率の算定に当たり、地震に伴う業務災害について支給された労災保険給付については、その額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を算入するものとする。なお、「厚生労働大臣が定める率」については、これを零とする厚生労働大臣告示を定めることとする。
- (2) 徴収則第18条の2の特例を設け、メリット収支率の算定に当たり、地震に伴う業務災害について支給された特別支給金の額については、算入しないものとする。

3 施行期日 公布の日